

8月は特別児童扶養手当所得状況届（現況届）の提出月です。

事務連絡
令和8年7月23日

特別児童扶養手当受給者様

瑞穂町福祉部子育て応援課長
清水 健吾
(公印省略)

令和8年度特別児童扶養手当所得状況届（現況届）の提出について

日頃より、町福祉行政にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、毎年8月は特別児童扶養手当所得状況届（現況届）の提出月です。下記内容を確認の上、同封した所得状況届（現況届）を期間内に提出してください。

なお、提出がない場合、8月分（11月振込）からの手当が支給されません（※提出後の審査結果により、支給停止となる場合があります）。

記

- 1 受付期間 令和8年8月3日（月）から同月31日（月）まで（平日のみ）
※7月中の受付はできません。
- 2 提出方法 (1) 窓口：庁舎1階子育て応援課 午前8時30分から午後5時まで
(2) 郵送：期間内に郵送してください。
※書類は全て8月1日以降の日付で記入し、同封の返信用封筒により8月1日以降に投函してください。
※書類到達日が受付日となります。
※内容に不備等があった場合、来庁していただくことがあります。
※郵送による書類紛失等の責任は負うことができません。
- 3 特設窓口

受付日（平日のみ）	時 間	場 所
8月3日（月）～ 10日（月）	午前9時 ～ 午後4時30分	役場1階ホール
- 4 提出書類 特別児童扶養手当所得状況届（現況届）（令和8年度）（令和7年分）
※記載例を参考に記入してください。
- 5 注意事項
 - ・審査の過程において、電話で問合せをする場合があります。
 - ・フリクションタイプのボールペンや鉛筆は使用しないでください。
 - ・所得状況届に記載されている住所や電話番号に変更がある場合、窓口で「諸変更届」の提出が必要となります。

令和8年1月1日現在、瑞穂町に住民登録がなかった方（受給者・配偶者・扶養義務者）は、マイナンバー制度の情報連携により所得を照会します。



問合せ先 〒190-1292
瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
瑞穂町福祉部子育て応援課子育て支援係
TEL 042-557-7624（直通）

